残置制詞之趣

一、御公儀向毛頭無疎略大切ニ相守、尤御公儀

御役人衆者不及申、下々ニ至迄無礼無之様ニ

相勤可被申候、惣而常々行儀たゝしく公儀

つき見事ニ仕なし、能相嗜肝要ニ候、外様之

庄屋同前にてハ口借(惜)次第ニ候、他ゟ見分申候而も

さすか筋目在之者と申様ニ常々被相心得第一ニ

存候間、能々相守可被申事

一、無学文もむもうにてハ諸事之事難弁、物之

道、理非不知ものニ而候間、学文入精はけミ四書五経

文撰迄茂読書被致、講尺(釈)をも聞申様ニ可被致候、

勿論悪筆ニ而候得者、他人見をとし申ものニ候間、

手習をも執行可被申候、算勘等をもたんれん

申様ニ可被心得候事

一、両親共ニ武士之筋目、殊ニ左門(秀員)侍官仕在之事ニ候得者、

万端心中相嗜少茂ひれつ成心底無之様ニ尤ニ候、

不覚悟有之候得者、左門事ハ不及申、一類之名をくだし

申事ニ候之間、左様ニ無之様ニくれく心中相嗜可被申候、

勿論ばくち好色ニたつさわり申事不可有之候、

かりそめにも悪敷ものとつき合申事一切有之

ましく候、常々能事を見習申様ニ可被心懸事第一ニ

候之間、少も油断在之間敷事

一、菊植殿江毛頭疎略在之間敷事

一、母江随分孝行ニ被致、諸事不自由ニ無之様ニ可被致事

一、左門方江疎略之心底無之、礼儀をたゝし折々付届

可被致候、武士之事ハ如何様之義出来、浪人可致も不

知ものニ候得者、若左様之儀在之時節者引請苦労ニ

いたし、片付之事迄茂無底意相談可被致候、少ニ而茂

身かまへいたし義理をわすれ疎略之心得在之ハ、草

之陰にても勘当可申候間、毛頭心底疎遠在之

間敷事

一、両人之娘共之儀、われらニなり替かわゆかり可被申候、

殊ニ娘之事ハ兄親方之あわれミにてなれてハ難立

ものにて候間、随分なさけをかけかわゆかり可給候、

惣而下人等ニ至迄なさけをかけ召仕可被申候、少ニ而も

人ニむごくあたり申候得者、其つみ身ニむくい末々

あしきものニ候間、左様ニ相心得可被申候、無学ニ而ハ左様之

事まてもわきまへかたきものニ候故、学問入精可被致

と申事ニ候、勿論村之百性ニ少も非儀無之様ニ常々

相嗜可被申候、くれく少にてもひれつなる事在之而ハ、

其身計にてもなく一類共名をけかし申事ニ候間、

常ニ心ニわすれ被申間敷事

一、武藝軍書なとをも少ハ被存可然候哉、子細者若

何事そ在之時節、其方被罷出器量在之時之

ためにて候、弥左様之心さし茂有之者、武具馬具

一通りハたしなみ被置尤ニ候、何時も武士ニ成被申

時節ニ候ハヽ、本名我等実父方之名字ヲ名乗

可被申候、我等之筋目系図ニ委細在之候得者、

見被申知レ申事ニ候事

一、庄屋役相勤申からは随分時之風俗ニあひ申様ニ

表向ハ相勤可被申候、乍去心底ニハ外様之百性

之心さしニうつり不申候様ニ心底ニふくミ居可被

申事

一、万一幸事在之、侍官なと被致事在之候共、

此家をつふし出申事ハ不道ニ候間、如何様ニ茂

家を立置候様ニ、可被相心得事

右之條々常々心底ニ少茂無油断相嗜可被

申候、本文ニも申ことく我等実名加藤之筋目書

見被申候ハヽ、おのつから心ニたしなみ出来、ひれつ成

心底一類之名をよこし申事たしなみ可在之と存、

残置候間、折々披見可被申候、申置度事ハ山く

在之(候)得共、左様ニ筆紙ニ難申置候間、有増之事

書置候間、少にても此趣違輩(背)在之間敷候、此

通末々迄相守、能ものニなられ候ハヽ、たとひ

草葉の陰にても如何計よろこひ可申候哉、若

相背申候ハヽ草之陰にても勘当可申候、人は

五常をわすれ候而ハ人非人ニ而候間、仁義礼

智信之道理を能々わきまへ可被レ申候、此

五行さへ背被申候ハねハ、何事も相違候事ハ

在之間敷候、仍如件

　　　　　月　日　　　　　　　　　　仙桂秀継(花押)

　　新兵衛殿